る訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注において「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合は、口腔機能向上加算として、３月以内の期間に限り１月に２回を限度として１回につき150単位を所定単位数に加算する。ただし、口腔機能向上サービスの開始から３月ごとの利用者の口腔機能の評価の結果、口腔機能が向上せず、口腔機能向上サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。

イ　言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を１名以上配置していること。

ロ　利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、医師、歯科医師、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成していること。

ハ　利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い医師、医師若しくは歯科医師の指示を受けた言語聴覚士若しくは看護職員又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が口腔機能向上サービスを行っているとともに、利用者の口腔機能を定期的に記録していること。

ニ　利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価すること。

ホ　別に厚生労働大臣の定める基準に適合する指定通所リハビリテーション事業所であること。

14　利用者が短期入所生活介護、短期入所療養介護若しくは特定施設入居者生活介護又は小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護若しくは複合型サービスを受けている間は、通所リハビリテーション費は、算定しない。

15　別に厚生労働大臣が定める状態にある利用者（要介護状態区分が要介護４又は要介護５である者に限る。）に対して、計画的な医学的管理のもと、指定通所リハビリテーションを行った場合に、重度療養管理加算として１日につき100単位を所定単位数に加算する。ただし、イ⑴、ロ⑴及びハ⑴を算定している場合は、算定しない。

16　指定通所リハビリテーション事業所と同一建物に居住する者又は指定通所リハビリテーション事業所と同一建物から当該指定通所リハビリテーション事業所に通う者に対し、指定通所リハビリテーションを行った場合は、１日につき94単位を所定単位数から減算する。ただし、傷病その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りでない。

ニ　サービス提供体制強化加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所リハビリテーション事業所が、利用者に対し、指定通所リハビリテーションを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、１回につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

⑴　サービス提供体制強化加算(I)　12単位

⑵　サービス提供体制強化加算(II)　６単位

ホ　介護職員処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所リハビリテーション事業所が、利用者に対し、指定通所リハビリテーションを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成27年３月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

⑴　介護職員処遇改善加算(I)　イからニまでにより算定した単位数の1000分の17に相当する単位数

⑵　介護職員処遇改善加算(II)　⑴により算定した単位数の100分の90に相当する単位数

⑶　介護職員処遇改善加算(III)　⑴により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

８　短期入所生活介護費（１日につき）

イ　短期入所生活介護費

⑴　単独型短期入所生活介護費

㈠　単独型短期入所生活介護費(I)

a　要介護１	645単位
b　要介護２	715単位
c　要介護３	787単位
d　要介護４	857単位
e　要介護５	926単位

㈡　単独型短期入所生活介護費(II)

a　要介護１	718単位
b　要介護２	787単位
c　要介護３	858単位
d　要介護４	927単位
e　要介護５	995単位

⑵　併設型短期入所生活介護費

㈠　併設型短期入所生活介護費(I)

a　要介護１	609単位
b　要介護２	679単位
c　要介護３	751単位
d　要介護４	821単位
e　要介護５	890単位

㈡　併設型短期入所生活介護費(II)

a　要介護１	682単位
b　要介護２	751単位
c　要介護３	822単位
d　要介護４	891単位
e　要介護５	959単位

ロ　ユニット型短期入所生活介護費

⑴　単独型ユニット型短期入所生活介護費

㈠　単独型ユニット型短期入所生活介護費(I)

a　要介護１	747単位
b　要介護２	817単位
c　要介護３	890単位
d　要介護４	960単位
e　要介護５	1,029単位

㈡　単独型ユニット型短期入所生活介護費(II)

a　要介護１	747単位
b　要介護２	817単位
c　要介護３	890単位
d　要介護４	960単位
e　要介護５	1,029単位